

大阪市民共済からのお知らせ

大阪市民共済生活協同組合 定款第78条及び第79条の規定により、平成29年度剰余金の一部を、火災共済事業の利用分量に応じて、次のとおり組合員に割り戻します。

記

- 1 割戻額 250,000,000円
(平成29年度末における火災共済有効契約にかかる掛金額の34%相当額。ただし、10円未満は切り捨てます。)
- 2 割戻しを受ける組合員 平成30年3月31日現在において火災共済事業を利用しており、平成30年6月19日(総代会開催当日)現在組合員である者。
- 3 割戻しの時期及び方法 (1) 上記1割戻額のうち、32%相当額は、平成30年10月満期以降の火災共済契約更新時に共済掛金額に充当して割り戻します。火災共済契約を更新しない場合は、申し出により返金します。
(2) 上記1割戻額のうち、2%相当額は、当該組合員の出資金に振り替えします。この出資金振替額について、払い戻しの申し出があった場合は応じるものとします。
- 4 割戻期限 上記3割戻しの時期及び方法の(1)にかかる割戻期限は、平成32年3月31日までとします。

平成30年6月20日

大阪市民共済生活協同組合